

セゾンふるさと納税サイト掲載規約

第1条（目的及び適用）

1. この「セゾンふるさと納税サイト掲載規約」（以下「本規約」といいます）は、株式会社クレディセゾン（以下「当社」といいます）が提供するサービス「セゾンのふるさと納税」（以下「本サービス」といい、第2条第1号において定義します）に関し、当社と掲載申込者（以下「掲載団体」といい、詳細は第2条第2号において定義します）との間の契約関係を定めています。
2. 本サービスにおける情報の取扱いについては「個人情報の取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項」（以下「本同意条項」といいます）に、クレジットカード等の決済サービスについては「セゾンカード通信販売加盟店規約」、「加盟店情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」及び「クレジットカード決済データ処理サービス利用基本規約」に定めています。

第2条（定義）本規約に定める語句の定義は次のとおりです。

- (1) 「本サービス」とは、ふるさと納税制度に関して、会員から掲載団体への金銭の寄附（以下「寄附」といいます）を行う場を、Web サイト上において提供するポータルサービス若しくはカタログ及び電話応答機能において提供するサービス（以下「カタログサービス」といいます）をいいます。
- (2) 「掲載団体」とは、本サービスを通じて会員に対してふるさと納税の募集を行い、寄附を受けた会員に対し返礼品等を送付する地方団体をいい、当社が本サービスの利用を承諾した者をいいます。
- (3) 「会員」とは、本サービスを通じて掲載団体に寄附を行う者をいいます。
- (4) 「返礼品等」とは、寄附のお礼に掲載団体が会員へ提供する商品及び役務をいいます。
- (5) 「返礼品登録」とは、掲載団体がふるさと納税制度に基づく寄附の募集を行うために返礼品等の画像その他の情報を本サービスに掲載することをいいます。
- (6) 「クレジットカード等」とは、クレジットカード、デビットカード、前払式支払手段、又は資金移動業若しくは為替取引を提供するサービスその他の当社が指定する決済手段をいいます。
- (7) 「ポイント」とは、当社が会員に発行するポイントで、寄附金の支払いの際に利用ができるものをいいます。

- (8) 「本手数料」とは、メディア掲載手数料及び決済手数料をいいます。詳細は当社が別途定める「セゾンふるさと納税サービス料金・費用」に規定されています。
- (9) 「メディア掲載手数料」とは、寄附金額に応じて計算される、本サービスへの掲載手数料をいいます。
- (10) 「決済手数料」とは、クレジットカード等及びポイントによる寄附金の決済額に応じた手数料をいいます。
- (11) 「コンテンツ」とは、掲載団体が本サービスに掲載したコメント、画像、動画その他一切の情報をいいます。

第3条（申込及び本契約の成立）

1. 掲載団体は、本規約及び本同意条項の内容を承認した上で、本サービスの申込みを行うものとします。
2. 当社が前項に定める申込みを承諾した場合、当社と掲載団体間で本サービス利用に関する契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。
3. 当社は、本契約成立後速やかに、掲載団体がふるさと納税の募集や返礼品等の登録をするために必要となる管理画面（以下「管理画面」といいます）へのログインID及びパスワード（以下、ログインIDとパスワードを併せて「ID等」といいます）を発行します。掲載団体は、当該発行がされた日（以下「アカウント発行日」といいます）から、本サービスを利用することができるものとします。ただし、カタログサービスに関しては、掲載団体は、予め掲載団体と当社間で詳細を協議したうえで利用することができるものとします。

第4条（掲載団体の届出事項の変更）

1. 掲載団体は、届出事項に変更があった場合は、速やかに、当社所定の変更手続を行うものとします。
2. 掲載団体は、前項の変更を怠ったことにより当社からの通知が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したとみなされることを予め異議無く承諾するものとします。
3. 掲載団体が第1項の変更を怠ったことにより生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第5条（ID等の管理）

1. 掲載団体は、ID等を本人以外（業務委託先を除く）に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 掲載団体が、本人以外にID等を知らせ、又は知られた場合、若しくは前項に定める業務委託先にID等を知らせた場合、これによって生じた損害は、掲載団体の負担とします。
3. 当社は、ID等を利用したコンテンツの送信その他本サービスへのアクセスについて、掲載団体自身からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故等により生じた損害については一切責任を負いません。

第6条（返礼品登録及び遵守事項）

1. 掲載団体は、関係各省庁その他行政機関等が定める返礼品等の基準（以下「本基準」といいます）の範囲内で、返礼品等の登録を行うものとし、返礼品等に係る情報（以下「返礼品登録情報」といいます）を管理画面へ登録又は当社が別途定めるAPI連携による方法で登録するものとします。
2. 当社は、返礼品登録情報が本基準に適合しない場合、その内容について変更又は返礼品登録の停止を求めることができ、掲載団体は当該求めに応じなければなりません。
3. 当社は、返礼品登録した返礼品等が本基準に適合しない場合、その他当社が必要と判断した場合、当該返礼品等の返礼品登録を取消す場合又は変更を求める場合があります。
4. 掲載団体は、本サービスの利用にあたり、掲載団体に適用される全ての法令及びガイドライン、通達その他の行政庁による有権的解釈を遵守しなければなりません。

第7条（返礼品の送付）

1. 掲載団体は、返礼品等及び寄附に関連する寄附証明書の送付その他のふるさと納税制度に関連する事項を掲載団体自らの責任と費用負担において行うものとします。
2. 掲載団体は、本契約の終了後といえども、会員から寄附を受け付けたものに関する返礼品等及び寄附証明書の送付その他のふるさと納税制度に関連する事項に関して、自らの責任と費用負担において行うものとします。

第8条（会員対応）

1. 寄附又は返礼品等その他のふるさと納税制度に関連する事項に関する会員からの問い合わせは、掲載団体が自己の責任と費用負担において対応するものとします。なお、本サービスでは、寄附のキャンセルや返礼品等の返送手続きは行えません。

セゾンカード通信販売加盟店規約の規定にかかわらず、本サービスにおけるクレジットカード等及びポイントによる寄附金の決済額（以下「決済額」といいます）及び本手数料は次の手続により精算するものとします。

- (1) 当社は、決済額及び本手数料を毎月月末締めで計算します。
- (2) 当社は、第1号に定める計算月の翌月5営業日を目安に、決済額に関する支払書及び本手数料に関する請求書を掲載団体に発行します。
- (3) 当社は、支払書記載の決済額を支払書発行月の末日までに、掲載団体の指定する金融機関口座に振込む方法で支払うものとします。なお、振込にかかる手数料は当社の負担とします。
- (4) 掲載団体は請求書記載の本手数料を請求書発行月の翌月末日までに、当社の指定する金融機関口座に振込む方法で支払うものとします。なお、振込にかかる手数料は掲載団体の負担とします。

第11条（調査、報告等）

1. 当社は、本規約の違反、違反のおそれ、関係各省庁その他行政機関等からの要請その他必要があると認めたときは、掲載団体に対し、調査、報告、資料の提出等を求めることができるものとし、掲載団体は、速やかにこれに応じるものとします。
2. 掲載団体は関係各省庁その他行政機関等から指摘又は指導があった場合には直ちに当社へその旨報告するものとします。
3. 掲載団体は地方税法第37条の2第2項の指定の期間が終了した場合又は同第6項若しくは同第10項その他の事由に基づく指定の取り消しがあった場合には直ちに当社へその旨報告するものとします。
4. 当社又は関係各省庁その他行政機関等から指摘又は指導があった場合には、掲載団体は当社の指示に従い、当該指摘又は指導に従った措置を講じるものとします。

第12条（環境）

掲載団体は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な端末、通信機器、ソフトウェア、電話利用契約及びインターネット接続契約等を準備し、それらに要する費用を負担します。

第13条（委託）

当社及び掲載団体は、業務の一部又は全部を、本契約の当事者として負うのと同様の義務を課すことを条件として、自己の責任と負担において第三者に委託することができるものとします。

第 14 条（権利関係）

本サービスに関するコンテンツ以外の著作権、知的財産権その他一切の権利は当社及びその他権利を有する第三者に帰属します。

第 15 条（コンテンツ）

1. 掲載団体は当社に対し、当社がコンテンツを本サービスの運営及び広告の目的で無償かつ非独占的に利用する権利（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を許諾するものとします。また、掲載団体は当社に対して、著作者人格権を行使しないものとします。
2. 掲載団体は、コンテンツの権利者が掲載団体以外の第三者の場合は、当該第三者から、前項に定める当社に対する許諾、著作者人格権の不行使について承諾を得るものとします。
3. コンテンツに関する一切の責任は、当該コンテンツを掲載した掲載団体が負うものとします。また、当社は、それらに関して、一切保証せず、一切責任を負わないものとします。
4. 掲載団体は、自らが掲載するコンテンツについて、掲載することについての適法な権利を有していること及び当該コンテンツが第三者の著作権、商標権、パブリシティ権その他の第三者の権利又は法律上保護される利益を侵害しないことについて表明し、保証するものとします。
5. コンテンツについて、当社が第三者から、前項に定める権利又は利益を侵害している旨の通知又は訴訟の提起（以下総称して「知財紛争」といいます）があった場合、掲載団体は掲載団体の責任と費用負担において当該知財紛争の解決にあたるものとし、当社が被った損害（弁護士費用を含む）について賠償責任を負うものとします。但し、当社の責めに帰すべき事由により当社と第三者との間の知財紛争が生じた場合には、当社の責任と費用負担により解決されるものとします。
6. 当社はコンテンツのバックアップを行う義務を負わないものとします。掲載団体は、コンテンツのバックアップが必要な場合には、掲載団体の責任と費用負担においてこれを行うものとします。

7. 当社は、コンテンツの違法性・本規約の違反の有無にかかわらず、コンテンツについて当社の裁量により、コンテンツの全部又は一部を削除できるものとし、掲載団体は当該削除について予め承諾するものとしします。

第16条（秘密保持義務）

1. 当社及び掲載団体は、本契約の有効期間中又は終了後にかかわらず、本契約及び本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の秘密に属すべき一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を第三者に漏洩・開示・提供することはできません。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
3. 当社は、第1項にかかわらず、法令若しくは国の機関等により要請された場合又は当社が、当社、会員、他の掲載団体若しくは第三者の権利、財産の保護のため若しくは本サービスの運営のため必要と判断した場合、国の機関等又は守秘契約を締結した提携会社に対し、掲載団体に関する個人情報を含めた情報を開示、交換することができます。

第17条（禁止事項）

1. 掲載団体は、以下各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれがある行為を行ってはならないものとしします。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 法令に違反する行為
 - (3) 関係各省庁その他行政機関等の告示、事務連絡、助言・勧告、又は是正の指示等に反する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為、その他、他人に迷惑となる行為
 - (5) 当社が、本サービスの精神に照らして不適切と合理的に判断し、禁止する旨を通知又は公表した行為
 - (6) 通常の利用の範囲を超えて、当社のシステム若しくはネットワーク又はそれらに接続されるシステム若しくはネットワークに過度な負担をかけ若しくはそれを助長すること、その他当社の業務運営・サービス提供を妨害し、又はそれらに支障をきたす行為

- (7) その他、本サービス及び当社が運営する他サービスの利用を妨げる行為等、当社が不適切と考える行為
2. 掲載団体は以下各号のいずれかに該当する又は該当するおそれがある返礼品等を登録してはならないものとします。
- (1) 本規約に違反するもの
 - (2) 法令に違反するもの
 - (3) 関係各省庁その他行政機関等の告示、事務連絡、助言・勧告、又は是正の指示等に反するもの
 - (4) その他、当社が不適切と合理的に判断し、返礼品登録禁止である旨を通知又は公表したものの

第 18 条（本サービスの一時中断）

当社は、掲載団体への事前の通知又は掲載団体の承諾を要することなく、以下の事由により、本サービスの提供を中断することがあります。この場合、そのために掲載団体に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 本サービス提供のための装置の保守点検・設備更新・運営上又は技術上の必要のための停止
- (2) 災害・装置の故障・突発的なシステムへの負荷の増加等のための停止
- (3) 当社、会員、他の掲載団体その他の第三者の利益を保護するため、その他当社がやむを得ないと判断した場合における停止

第 19 条（利用資格の停止・喪失・解除）

1. 当社は、掲載団体が下記各号の一つにでも該当したことが判明した場合、掲載団体に何らの通知もすることなく、本サービスにおける掲載団体の掲載を停止し、掲載団体情報及び返礼品登録情報の全部又は一部の削除、修正若しくは変更をし、又は本サービスの利用資格の全部又は一部を停止、喪失その他の当社が必要と認める措置を講じることができるものとします。
- (1) 本規約に違反し、当社より相当期間を定め当該違反解消の催告を行ったにもかかわらず、当該違反事由が解消されない場合
 - (2) 地方税法第 37 条の 2 第 2 項の指定の期間が終了した場合又は同第 6 項若しくは同第 10 項その他の事由に基づく指定の取り消しがあった場合
 - (3) セゾンカード通信販売加盟店規約又はクレジットカード決済データ処理サービス利用基本規約を解除又は解約した場合

- (4) アカウント発行日以降、一定期間経過しても返礼品等の登録が行われない場合
 - (5) 当社から掲載団体に送信する E メール等による通知が、当社が定める期間不達の場合
 - (6) 本サービスのご利用状況が、不適切又は社会通念に照らし容認できない等のため、当社との信頼関係が維持できなくなった場合
 - (7) 当社、会員、他の掲載団体その他の第三者に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する（当社のシステム又はウェブサイト等に対する不正アクセス、有害なプログラムを送信することを含む）等の行為があった場合
 - (8) 当社又は第三者の知的財産権その他法的権利を侵害した場合
 - (9) その他、当社が不相当と合理的に判断し、その旨を通知又は公表した行為を行った場合
2. 掲載団体は、当社が下記各号の一つにでも該当したことが判明した場合、当社に何らの通知もすることなく、本契約を解除することができるものとします。
- (1) 本規約に違反し、掲載団体より相当期間を定め当該違反解消の催告を行ったにもかかわらず、当該違反事由が解消されない場合
 - (2) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (3) 差押・仮差押・仮処分申立、又は滞納処分を受けた場合、又は破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、又はこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合
 - (4) 当社が営業を停止した場合、又は所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (5) 第2号から第4号までのほか、当社の財務状況・信用状態が悪化したと掲載団体が合理的理由に基づき判断した場合
 - (6) 当社の営業又は業態が公序良俗に反すると掲載団体が判断した場合
 - (7) 掲載団体の名誉・信用を毀損し、又は業務を妨害する行為をした場合
3. 掲載団体又は当社は、相手方が第1項各号又は第2項各号の一つにでも該当することにより損害を被った場合、当該相手方は当該損害を賠償するものとします。

第20条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、アカウント発行日から1年間とします。ただし、有効期間の満了の1か月前までに、当社又は掲載団体のいずれからも解約の意思表示がない限り、本契約は1年延長するものとし、以後同様とします。
2. 第1項の定めにかかわらず、当社及び掲載団体は1か月前までに相手方に書面により通知することで、本契約を解除することができます。

第21条（契約終了時の処理）

1. 本契約が終了した場合、掲載団体は、本サービスの利用を停止するものとします。
2. 当社は、本契約の終了時に、掲載団体に関連するすべての情報を削除することができるものとします。
3. 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
4. 本契約終了後も、第7条（返礼品の送付）第2項、第8条（会員対応）、第9条（会員情報）、第10条（寄附金及び本手数料の精算）、第15条（コンテンツ）、第16条（秘密保持義務）、第18条（本サービスの一時中断）柱書後段、第19条（利用資格の停止・喪失・解除）第3項、本条（契約終了時の処理）、第22条（保証の否認及び免責）、第23条（反社会的勢力の排除）第5項、第26条（分離可能性）、第27条（協議）、及び第28条（準拠法・裁判管轄）は、その効力が存続するものとします。

第22条（保証の否認及び免責）

1. 当社は、本サービスに関し、正確性、完全性、掲載団体の目的適合性、バグなどの不具合が一切ないことを保証しません。
2. 当社は、本サービスのシステムについてバグ等の不具合を修正、改良等する義務を負うものではありません。ただし、当社は、当該不具合を改善するよう努めるものとします。
3. 天災、火災、騒乱等の不可抗力、法令の制定・改廃、争議行為、インターネット・システムの障害、第一種電気通信事業者その他通信サービス事業者の提供する電気通信役務の不具合、又はその他自らの責に帰すことのできない事由により、掲載団体が本規約上の義務を履行できない場合でも、当社は一切責任を負いません。
4. 本サービスに関するデータの解読、漏えい若しくは改変等が発生し、それにより掲載団体に損害が生じた場合でも、当社が適切であると合理的に判断するセキュリティ措置を講じている限りにおいて、当社は一切責任を負いません。
5. 本サービスが全ての端末に対応していることを保証するものではなく、また、仮に本サービスの利用開始時に対応していた場合でも、本サービスの利用に供する端末のOSの

バージョンアップ等に伴い本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることについて、掲載団体は予め承諾するものとします。当社は、かかる不具合が生じた場合に当社が行うプログラムの修正等により当該不具合が解消されることを保証するものではありません。

6. 当社は、サーバに障害が発生した等の理由により、本サービスに支障が生じると当社が判断した場合、混乱防止のために必要となる措置を取ることができます。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 掲載団体及び当社は、自己又は自己の役員（取締役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。）が現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを相手方に対し確約するものとします。
 - (1) 暴力団の構成員（以下「暴力団員」といいます）及び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
 - (2) 暴力団の準構成員（暴力団員以外で暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいいます。以下同じ。）
 - (3) 暴力団の関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいいます）又はその従業員
 - (4) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等、企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます）
 - (5) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者をいいます）
 - (6) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいいます）
 - (7) 前各号の共生者
 - (8) その他前各号に準ずる者

2. 掲載団体及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを相手方に対し確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
3. 掲載団体又は当社は、相手方が前二項に定める事項に違反すると具体的に疑われる場合、相手方に対して当該事項に関する調査を行い、又は必要に応じて資料の提出を求めることができ、相手方は、これに応じるものとします。
4. 掲載団体又は当社は、相手方が第1項若しくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、本サービス利用を継続することが不適切であると認めるときには、ただちに本契約を解除することができるものとします。
5. 前項により解除当事者に損害が生じた場合、相手方は、これを賠償する責任を負うものとします。

第24条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を本サービス (<https://admin-furusato.saisoncard.co.jp/>) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で掲載団体に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ本サービスへの掲載等を行うものとします。
 - (1) 変更の内容が掲載団体の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を本サービス (<https://admin-furusato.saisoncard.co.jp/>) において告知する方法又は掲載団体に通知する方法その他当社所定の方法により掲載団体にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、掲載団体は、当該周知の後に掲載団体が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第 25 条（通知）

1. 当社が掲載団体から登録のあった掲載団体の連絡先宛てに通知等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。
2. 当社が登録済の掲載団体の E メールアドレス（以下「登録メールアドレス」といいます）に E メールを送信した場合には、当該 E メールは掲載団体が受信した時点又は当社による送信後 24 時間の経過のいずれか早い時点に到達したものとみなします。
3. 当社が掲載団体に対し、当社所定のページに連絡事項を掲示した旨を登録メールアドレス宛に通知した場合、掲載団体は、速やかに当該連絡事項の確認をしなければなりません。掲載団体による確認又は当該通知が前項により到達したとみなされた時点から 24 時間の経過のいずれか早い時点に、当該連絡事項は掲載団体に到達したものとみなします。

第 26 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有します。当社及び掲載団体は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために本規約を必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 27 条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、当社及び掲載団体は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第 28 条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約の準拠法は、日本法とします。
2. 本規約に関する掲載団体と当社との間の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（お問い合わせ先）本サービスに関するお問い合わせ及びご意見の申し出等につきましては、下記の当社窓口までお願いいたします。

株式会社クレディセゾン セゾンのふるさと納税担当

〒170-6073 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60・52F メールアドレス
csfurusato_mer_support@cs.saisoncard.co.jp

以上

2020年7月27日制定
2020年10月21日改定
2021年3月26日改定
2021年11月17日改定